

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」記録作成事業に係る  
提案書の募集に対する質問への回答

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>当事業の受託者をプロポーザルで決めるのは今年が初めてか。</p> <p>もし以前にも同様のプロポーザルを実施している場合、過去それぞれの年の受託者、並びに施策の詳細な内容を教えてもらいたい。</p>   | <p>本事業は、2021（令和3）年度からプロポーザルで受託者を選定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021（令和3）年度は凸版印刷（株）</li> <li>・2022（令和4）年度は（株）シー・ディー・アイ</li> </ul> <p>過去の施策の詳細は、本年度の仕様書に記載している事業目的と同様なのでご参照ください。</p> |
| 2   | <p>同様の施策を過去に実施している場合、前年度施策の課題や改善点は何か。</p>  | <p>これまでの施策の課題や改善点は、例えば、特にコロナ禍で祭り等自体が中止になり撮影ができなかったり、保存会等の都合で撮影予定が変更になるような時があり、仕様書 5（2）オを追記し、過去映像の活用や保存会等の取組に焦点を当てた映像を作成するなど、現場の状況に応じて柔軟な対応ができるよう改善している。</p>   |
| 3   | <p>撮影・映像作成における映像時間及び作成本数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録用映像 5分～30分程度 2本程度</li> <li>・普及用映像 15秒～5分程度 2本程度</li> </ul> <p>の記載であるが、「海の京都地域」、「森の京都地域」、「お茶の京都地域」の3地域それぞれで記録用映像2本程度、普及用映像2本程度の制作でトータル12本程度の制作という認識でよいか。</p> | <p>3地域合計で、計4本程度となる。</p>   |
| 4   | <p>「海の京都地域」、「森の京都地域」、及び「お茶の京都地域」における取材対象者・団体・地域等は文化生活部様からご紹介してもらえるのか。</p> <p>それともこちらからの提案となるのか。</p>  | <p>撮影対象とする民俗芸能等は、委託者が地域と調整の上、選定する。</p>  |
| 5   | <p>撮影対象となる民族芸能の選定については今回の企画書内で提案する必要があるか。</p> <p>もしくは受託後に保存会と相談の上決定する形となるのか。</p>   | <p>撮影対象とする民俗芸能等は、委託者が地域と調整の上、選定する。</p>  |
| 6   | <p>「記録用映像2本程度・普及用映像2本程度」について、これは各海の京都・森の京都・お茶の京都 3か所につきそれぞれ2つの伝統芸能を選定し、それらの映像を記録用・普及用共に2本ずつ作成するという認識でよいか。（各エリア2伝統芸能×3か所＝合計6伝統芸能の取材対象）</p>  | <p>3地域合計で、計4本程度となる。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 7  | <p>仕様書の「5 業務内容 (2) 撮影・映像作成 ア」に「地域の民俗芸能等のうち、保存会などの地元団体との調整、選定した民俗芸能に関して」とありますが、この調整・選定は、だれが行うのか。</p> <p>委託者であらかじめ行われるのでしょうか、それとも業務受託後、受託者がおこなうのか。あるいはその他の段取り（例えば両方の協働によるものなど）があるのか。</p> | <p>撮影対象とする民俗芸能等は、委託者が地域と調整の上、選定する。</p> <p>受託後撮影に向けた調整については、受託者が行う。</p> |
| 8  |  |  |
| 9  |  |  |
| 10 |  |  |